

伊丹市告示第 37 号

建築基準法第 22 条第 1 項の規定による区域
の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 22 条
第 1 項の規定による区域を次のように指定する。

昭和 46 年 4 月 1 日

伊丹市長 伏見 正 慶

記

指定する区域 伊丹市全域（但し、防火地域およ
び準防火地域を除く。）